

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学（以下「本学」という。）が設置及び所管する情報システムの利用及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 情報システムは、次の各号に掲げるシステムで構成され、本学のネットワークに接続しているものとする。

- 一 共通システム インターネットを利用して学内外への情報公開や、電子メールを利用して学内外との情報交換を行う機能を有するもの。
- 二 教育・研究システム 情報処理教育、教材等作成支援、学生自習支援、統計解析の利用等を行う機能を有するもの。
- 三 図書システム 図書管理、閲覧管理、情報検索等を行う機能を有するもの。
- 四 学務システム 入試管理、履修管理、学生管理、授業料等徴収管理等を行う機能を有するもの。
- 五 業務システム 財務会計業務、人事給与管理業務等を行う機能を有するもの。
- 六 IRシステム IRを実施する目的で収集した学生等の情報及び大学運営に関する情報の統合、蓄積等を行う機能を有するもの。

(情報システム管理者)

第3条 情報システムを管理運営するために、情報システム管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 前条第1号から第5号に掲げるシステムの管理者は事務局長とし、同条第6号に掲げるシステムの管理者は学長とする。

(利用目的)

第4条 情報システムは、教育・学術の研究、学生生活の支援・推進、情報通信、管理・運営、事務処理及びその他管理者が認めたもののために導入されたシステムであり、この目的に適合する業務に対してのみ利用できる。

(利用者資格)

第5条 情報システムを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。ただし、各システムの機能により、利用者が利用できる情報システムは限定されるものとする。

- 一 本学教職員
- 二 非常勤教職員のうち、公立大学法人埼玉県立大学施設等管理規程（平成22年規則第66号）第5条に基づき情報システム利用証を交付された者
- 三 本学の学生（公立大学法人埼玉県立大学学生規程（平成22年規則第119号）第6条に基づき学生証の交付を受けている者）
- 四 その他、管理者が適当と認めた者

(利用の方法)

第6条 利用者は、利用に際しては、この規程及びこの規程に基づく定めに従わなければならない。

(利用者登録)

第7条 利用者は、原則として、情報システム利用証の交付を受ける際に、利用者として登録されID番号が交付される。

2 ID番号の有効期間は、次のとおりとする。

- 一 第5条第一号に定める者については、本学教職員としての身分を有する期間
- 二 第5条第二号に定める者については、利用者登録を行った年度内
- 三 第5条第三号に定める者については、学生としての身分を有する期間
- 四 第5条第四号に定める者については、管理者が定める期間

(届出)

第8条 利用者は、利用者登録の有効期間内に第5条に定める身分を失った場合には、速やかに管理者に届け出なければならない。

(遵守事項)

第9条 利用者は、ID番号及びパスワードが漏洩することのないよう十分に配慮しなければならない。また、情報システムを利用して発信又は受信した情報を適正に管理しなければならない。

(利用の停止等)

第10条 利用者が、この規程若しくはこの規程に基づく定め違反した場合、又は情報システムの管理運営に重大な支障を及ぼした場合には、管理者は当該利用者に対し、一定期間の利用停止又は利用者登録を取り消すことができる。

(損害賠償)

第11条 利用者は、故意又は重大な過失により情報システム機器等を破損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(管理運営上の制限又は停止)

第12条 管理者は、情報システムの管理運営上必要と認められる場合、情報システムの利用を制限、又は停止することができる。

(管理運営要項の作成)

第13条 情報システムを適正かつ効率的に運営するため、管理運営に関する要項を作成するものとする。

(図書システムの利用)

第14条 図書システムの利用に関する事項は、情報センター長が別に定める。

(利用の細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、情報システムの利用及び管理運営上必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。